

III 基本目標別の計画

基本目標 1

健やかに安心してくらせるまちづくり

■ 北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

■ 基本方針

(1) 健康づくりの支援

区民一人ひとりの健康づくりの充実と地域共生社会の実現をめざして、健康寿命の延伸を図ります。そのために、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援します。特に若い時から健康に関心を持つきっかけをつくるとともに、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援を行います。

(2) 保健・医療体制の充実

区民のライフステージにあわせた事業を展開し、保健・医療体制の充実を図ります。そのために、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に向けた取組みを引き続き実施するほか、医療・介護関係者が連携して対応できるよう、土台となる関係者の顔の見える関係づくりや、ICT※を活用した情報共有支援に取り組みます。

※ ICT : Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。
一般に「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術全般を指す。

■ 区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・ 栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣を身につける。
- ・ 健康づくりの意識を高める。
- ・ 定期的に健診や検診を受ける。
- ・ 保健医療関係団体、事業者や NPO は、区民の生活習慣病の予防や健康づくりを支援する。
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会はかかりつけ医、歯科医、薬剤師・薬局の普及・定着に向けて取り組む。

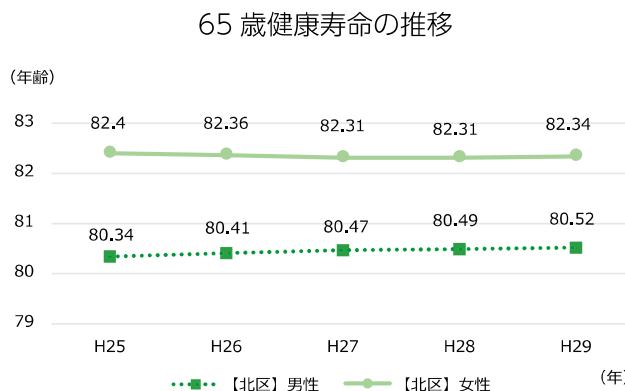
区（行政）の役割

- ・ 生活習慣病やバランスの良い食習慣に関する知識を普及・啓発する。
- ・ 健康を意識した行動の習慣化に向けて取り組む。
- ・ 健診や検診の重要性を啓発し、受診しやすい体制を構築する。
- ・ 保健師を中心とした健康づくりの支援を行う。
- ・ かかりつけ医、歯科医、薬剤師・薬局の普及・定着を支援する。
- ・ 医療・介護関係者のさらなる連携推進を図る。

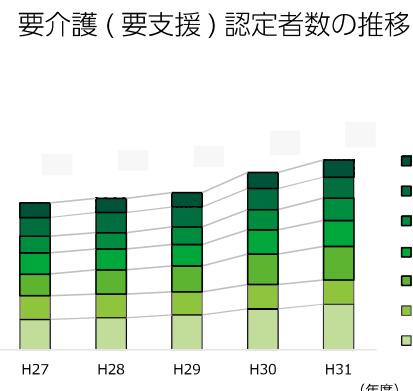
■現状と課題

- 区内の65歳健康寿命※はほぼ横ばいとなっており、健康寿命のさらなる延伸につながる生活習慣の獲得・改善への啓発が必要です。
- 地域における健康課題を解決するため、区及び関係機関等は区民とともに健康づくりに関する取組みを実施できる地域コミュニティの育成が必要です。
- いつまでも住み慣れた地域で長く健康で自立した生活を続けられるよう、身近な地域に介護予防や健康づくりに取り組める場を増やすとともに、地域の中で社会的役割を持って生活できるように支援することが必要です。
- 後期高齢者人口の増加や、医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の一層の増加が見込まれており、乳幼児、高齢者、障害者を含めたすべての区民が身近な地域で必要な医療を適切に受けられるよう、保健医療や在宅療養を支える体制の整備、医療環境の充実が求められています。
- 区内病院等には、今後の人口動向に対応した病床整備等、東京都地域医療構想に基づく医療環境整備が求められています。また、災害時においては、すべての病院に求められている医療救護活動を行うための環境整備も重要です。
- 子育て世代等が地域社会において安心して生活できるよう、行政と医療機関等の連携の下で必要なサービスが提供できる体制を構築する必要があります。
- 疾病の予防・早期発見のため、受診率が低いがん検診等の受診率向上に向けた取組みや健診受診後のフォロー事業の充実が求められています。
- 感染症予防や食の安全性の確保に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントを契機として、受動喫煙等の観点から生活環境を整備していく気運が高まっています。

※ 65歳健康寿命：健康づくりの目的が「長く生きること」から「より高い生活の質をもってより長く生きること」へと変化しており、平均寿命に心身の自立度を加味した「健康寿命」が提唱されている。東京都では、65歳の人が、要支援・要介護認定を受けるまでの期間を健康状態ととらえて計算した「65歳健康寿命」を指標としており、本計画の「施策に対する指標」では、65歳の人が、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の数値を用いている。



出典：東京都福祉保健局資料



出典：介護保険課資料

■施策の方向

(1) 健康づくりの支援

①毎日の健康づくりの支援

- ❖ 健康寿命の延伸のため、糖尿病を中心とした生活習慣病予防と重症化予防、若い世代からの健康づくりの支援について、各種データを活用して重点的に取り組みます。
- ❖ 日常生活の中で「気軽にできる健康づくり」を推進し、生活習慣改善のきっかけづくりを行います。

②健康づくり支援の環境整備

- ❖ 健康づくりや保健福祉に関する活動を通して地域のつながりを強化し、一人ひとりの暮らしといきがいをともに創り高めあう、地域共生社会の実現をめざします。
- ❖ 保健師の地域活動を通して健康づくりの支援を行うとともに、様々なデータを活用した地域課題の分析、保健施策の立案・実施等につなげます。

③介護予防・地域支援事業の推進

- ❖ 自立支援、介護予防・重度化防止をめざして、高齢者のだれもが自らの意思で活躍できる場を地域の身近な場所に増やすなど、地域の中で支えあうしくみづくりを進めます。

(2) 保健・医療体制の充実

①地域医療システムの整備

- ❖ 身近な地域で日常的に受診、相談等ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及と定着を図るほか、病院と診療所との連携も含めて、在宅療養を支える医療・介護のさらなる連携を図ります。
- ❖ 夜間や休日の急病等も適切な医療が身近で受けられる体制の整備や、医療環境の充実に向けて区内医療環境の調査・分析に取り組みます。
- ❖ 将来の医療需要に対応するため、在宅医療体制や病床整備等、必要な医療提供体制を医師会等関係団体と連携して検討し、地域医療環境の充実をめざします。

②地域保健活動体制の充実

- ❖ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師等の専門職が連携して地域保健活動に適切に関与できる体制を構築し、妊娠期からの切れ目のない支援等、区民のライフステージにあわせたきめ細かい保健サービスを提供します。

③早期発見・早期治療体制の充実

- ❖ かかりつけ医等による各種健診の実施や受診率向上に向けた受診勧奨事業を充実させます。
- ❖ 健診の実施から疾病の治療に至るまで対応できる地域医療システムの強化を図ります。

④安全で健康的な生活環境の確保

- ❖ 予防接種等の感染症予防や衛生知識の普及・啓発、食品衛生指導等を着実に実施するとともに、受動喫煙防止対策にも適切に取り組み、区民の安全で健康的な生活環境を守るための事業を実施します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
65 歳健康寿命	男性 80.52 歳 女性 82.34 歳	男性 80.96 歳 女性 82.60 歳	男性 81.98 歳 女性 83.23 歳

出典：東京都福祉保健局資料（65歳の人が、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合）

■計画事業

【001】健康寿命の延伸プロジェクト～若い世代から取り組む健康づくり～

若い世代から健康づくりに関心を持ち、生涯にわたって健康的な生活習慣を身につけて、健康寿命を延ばすため、ソーシャル・キャピタルの推進、生活習慣病の予防、運動と栄養による健康増進等、健康づくりに関する様々な事業を展開する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) ソーシャル・キャピタル 推進	推 進	推 進	推 進	推 進
生活習慣病予防	推 進	推 進	拡 充	推 進
講演会・職域健康出 前講座	推 進	推 進	推 進	推 進
健康教育ツールを活 用した普及啓発事業	—	推 進	拡 充	推 進
運動と栄養による 健康増進	推 進	推 進	拡 充	推 進
あるきたポイント (ウォーキングポイント) 事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
野菜摂取量の増加に 向けた食育推進事業	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	83	42	41

☆【002】区内医療環境の充実

区内及び周辺地域を含めた医療環境等の調査・分析を行うことにより、地域医療資源の実情を把握する。また、調査・分析を踏まえ、北区医師会等関係団体と十分に協議しながら、在宅医療体制や病床機能整備、災害時医療体制の充実等、将来必要とされる医療提供体制の確保について検討し、だれもが必要な医療を安心して身近で受けられる地域医療環境の充実をめざす。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	調 査	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	9	9	—

☆【003】たばこ対策総合支援事業

受動喫煙の防止を図るため、制度の普及啓発に努めるとともに、指定喫煙場所のあり方や屋内型公衆喫煙所の設置について、区として定める方針に基づく環境の創出を推進する。また、区民の安全で健康的な生活を守るために、区有施設に残る喫煙場所を段階的に廃止するとともに、小中学生を対象とする禁煙・防煙教育や、禁煙を希望する区民に対する禁煙治療費助成事業を行い、区民の健康増進を推進する。

所管部：生活環境部・健康福祉部・北区保健所

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 新制度の普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
区有施設の喫煙場所の削減	推 進	推 進	推 進	推 進
喫煙環境の整備	推 進	推 進	推 進	推 進
禁煙・防煙教育	推 進	推 進	推 進	推 進
禁煙治療費助成事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	76	47	28



受動喫煙対策推進マスコット「けむいモン」

■施策体系図：健康づくりの推進

基本施策	計画事業
単位施策	計画事業
施策の方向	
(1) 健康づくりの支援	
①毎日の健康づくりの支援	
総合的な健康づくり施策の推進	
健康づくりと介護予防の一体的推進	
ライフステージに応じた食育推進事業の取組み強化	
運動習慣の定着促進による生活習慣病、ロコモティブシンドローム予防の推進	
心の健康づくりの促進	
喫煙・飲酒習慣の改善支援	
口腔ケアの推進	
②健康づくり支援の環境整備	
健康づくり支援によるソーシャル・キャピタル、地域のきずな・つながりの強化	【001】 健康寿命の延伸プロジェクト ～若い世代から取り組む健康づくり～ 再掲 007 北区版地域包括ケアシステムの構築
健康づくりグループやリーダーの育成・支援	
健康づくりの学習機会の充実	
健康情報の提供	
健康教育、食環境の整備の推進	
③介護予防・地域支援事業の推進	
介護予防の普及啓発	
地域で取り組む身近な介護予防の促進	
効果的な介護予防事業の実施	
多様な主体による新たな総合事業の基盤整備	
(2) 保健・医療体制の充実	
①地域医療システムの整備	
かかりつけ医・歯科医・薬局の定着推進	
地域医療環境の充実	
救急医療体制の充実	
医療・介護関係者、関係機関の連携推進	
国民健康保険事業等の安定した事業推進	
②地域保健活動体制の充実	
母子保健支援体制の充実	【002】 区内医療環境の充実 【003】 たばこ対策総合支援事業
子どもの事故・病気の予防推進	
地域特性に応じた保健活動体制の整備	再掲 017 産前産後サポート事業
③早期発見・早期治療体制の充実	
生活習慣病の早期発見、健診後フォローアップ体制の充実	(要請) 予防接種の充実
がん検診の充実	(要請) 地域保健医療対策の充実強化
ライフステージに合わせた健診・検診体制の充実	
④安全で健康的な生活環境の確保	
新型インフルエンザ対策の推進	
健康で快適な居住環境の確保	
消費者、食品事業者との連携による食の安全・安心の確保	
感染症、食中毒対策の充実	
受動喫煙の防止	
保育園、幼稚園、学校等との連携による感染症予防の推進	

■北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

■基本方針

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

多くの区民に支えられた地域に根差した福祉を推進するため、だれもが社会的役割を持ち、お互いに支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、複雑化する課題に地域と連携して対応します。また、高齢者自身が主体的に活動できるようにするための意識づくり、しくみづくりに取り組みます。

(2) 利用者本位のサービスの提供

高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療等様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割は大きく、今後も機能の充実やサービスの質の向上を図り、公正・公平な運営を確保しながら利用者本位のサービス提供を行います。

(3) 権利擁護のしくみづくり

成年後見制度の利用促進につながる支援体制を構築するとともに、高齢者や障害者への虐待予防及び虐待対応の相談・支援体制の充実を図ります。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

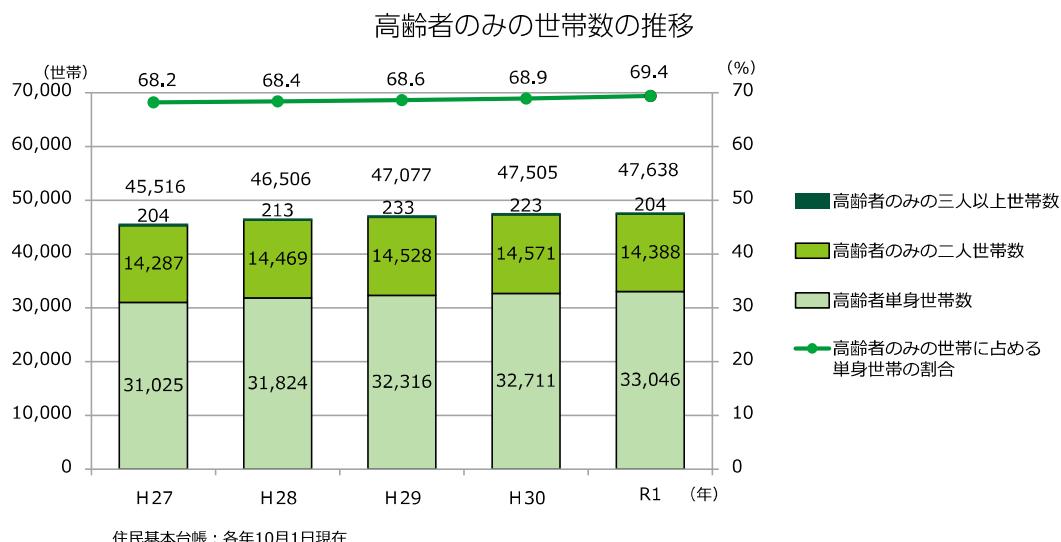
- ・地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、役割を持って主体的に活動する。
- ・地域での課題を見つけ、区と地域等が課題を共有し、連携を図る。
- ・高齢者や障害者を見守り、孤立化防止と虐待防止につなげる。

区（行政）の役割

- ・地域のコミュニティづくりのために、関係機関との連携を強化する。
- ・地域との情報共有を図り、連携して課題を解決する。
- ・成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の活用も含め制度の利用促進を図る。
- ・虐待防止センターを中心に、虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る。

■現状と課題

- 高齢者や障害者等、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、本人や家族の力、公的な支援だけでは十分ではなく、地域の力がますます重要になっています。
- 高齢者等をめぐる様々な課題に対応するために、あらゆる地域住民が役割を持って支えあい、だれもが自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進める必要があります。
- 新たな地域の担い手が不足しており、地域活動に参加していない人にどうすれば地域活動に目を向けてもらい、参加を促せるかが大きな課題となっています。
- 高齢者やその家族等を総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってきています。また、介護職員をはじめとした福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 高齢者、障害者、子ども等、世代や分野を問わず、地域課題は複雑化してきており、総合的な相談支援体制の構築やサービス提供体制の整備が求められています。
- 成年後見制度の利用促進に関する法律及び同基本計画により、区が成年後見制度のさらなる利用の促進を図っていく必要があります。また、判断能力が低下した人の契約支援やサービス利用支援等、日常生活における権利擁護の推進が求められています。
- 高齢者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、虐待の予防や早期発見等、迅速かつ適切な対応が求められています。また、障害者差別の解消に向けた区民や民間事業者に対する周知や、高齢者や障害者への介護負担が重いと感じている介護者や家族に対する心のケアと長期的な支援が求められています。



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■施策の方向

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

①地域で支えあうしくみづくり

- ❖ 社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、NPO・ボランティア団体等による地域で支えあうしくみづくりに取り組み、福祉コミュニティづくりを推進します。
- ❖ 地域の見守り・支えあい体制の充実や、高齢者あんしんセンターを中心に医療機関や介護事業者等を含めた社会資源ネットワークの強化を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。

②地域活動等への参加促進・支援

- あらゆる地域住民のボランティア活動等への参加促進を図り、地域活動の担い手を育成することで地域の見守り・支えあい体制の充実を図ります。

(2) 利用者本位のサービスの提供

①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供

- 事業評価の実施等により、高齢者あんしんセンターにおける公正・公平な運営を確保し、質の高いサービスを提供します。
- サービス事業者の経営基盤向上を図るため、資格取得のための研修や受験料の補助等を行い、福祉人材の確保・育成を支援します。

②身近な地域の相談体制の確立

- 高齢者あんしんセンターを中心にあらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていき、身近な地域での相談体制の充実を図ります。

③総合的なサービスの提供

- 複雑化する課題に対応するため、世代や分野の垣根を超えた連携を推進し、総合的な相談支援体制を構築します。また、障害者の自立支援、専門相談体制の充実を図るため、「基幹相談支援センター※」の設置をめざします。

※基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談支援を総合的に行う。

(3) 権利擁護のしくみづくり

①権利擁護の推進

- 財産の管理や生活等に支障がある人の権利擁護を推進するため、権利擁護センター「あんしん北」の活動強化を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業※の活用と成年後見制度の利用促進を図ります。

②人権を守る体制の充実

- 虐待防止センターを中心とした関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者への虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図ります。
- 障害者差別解消法の趣旨の普及・啓発に努め、障害を理由とする差別のない共生社会の実現をめざします。
- 介護者や家族の介護負担の軽減を図るため、相談・支援体制を整えるとともに、認知症や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発活動を推進します。

※ 地域福祉権利擁護事業：判断能力の不十分な高齢者や知的障害のある方等を対象に、福祉サービスの情報提供や利用手続き等の援助を行う事業。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
おたがいさまネットワーク協力団体数	1,196 団体	1,270 团体	1,348 团体

出典：区調査（事業実績）

■計画事業

【004】地域見守り支えあい事業

一人暮らし高齢者の増加や地域社会の希薄化に対応するため、高齢者あんしんセンターを核として、関係機関が連携した「おたがいさまネットワーク」等による重層的な見守り体制の充実を図る。さらに、一人暮らし高齢者等の見守り活動をしている町会・自治会に対して、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げる。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6 年度)	後 期 (7～11 年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) おたがいさまネット ワーク協力団体 1,348 団体	1,196 团体	152 团体	74 团体	78 团体
訪問型見守り	推 進	推 進	推 進	推 進
町会・自治会への 見守り活動補助 77 団体	69 团体	8 团体	8 团体	69
	事業費 (百万円)	105		36



北区おたがいさまネットワークシンボルマーク

■施策体系図：地域福祉推進のしくみづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり	
①地域で支えあうしくみづくり	
互いに信頼しあえる地域社会をめざした区民と区の協働による地域福祉の推進	
支えあいのしくみづくり	
交流の促進	
地域福祉ネットワークの強化	
町会・自治会の見守り・支えあい活動支援	【004】 地域見守り支えあい事業
元気高齢者の活力を生かした地域支えあいの取組み推進	再掲 005 いきがいづくり支援事業
②地域活動等への参加促進・支援	
情報提供・相談体制の充実	
福祉教育の推進	
ボランティア活動やボランティア体験の場の確保	
地域活動を担う人材の発掘・育成・支援	
地域支えあい活動や交流活動支援	
NPO・ボランティア活動団体相互のネットワーク化	
(2) 利用者本位のサービスの提供	
①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供	
サービス提供体制の整備	
サービス評価によるサービスの質の確保・向上	
福祉事業従事者的人材の確保・育成支援	
②身近な地域の相談体制の確立	再掲 006 障害児・障害者の地域生活の支援の充実
高齢者あんしんセンターの機能充実	
地域情報の収集や相談技術の向上	再掲 007 北区版地域包括ケアシステムの構築
障害者の自立支援、専門相談体制の充実	
③総合的なサービスの提供	
ケアマネジメント機能の連携・強化	
保健・医療・福祉ほか生活関連分野との連携強化	
障害者の総合的な相談支援体制の構築	
相談機関のネットワーク化	
(3) 権利擁護のしくみづくり	
①権利擁護の推進	
権利擁護センターの機能充実	
日常生活自立支援事業の活用と成年後見制度の利用促進	再掲 025 障害者の差別解消と理解促進
②人権を守る体制の充実	
育児・介護者への支援	
虐待の予防・早期発見のためのネットワーク強化	
高齢者・障害者の虐待予防体制の整備	

1-3 高齢者・障害者の自立支援

■北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

■基本方針

(1) 社会参加の促進

「人生100年時代」と言われる今日において、高齢者や障害者の就業機会の拡大や障害児・障害者の自立生活への支援を図るなど、社会参加につながるしくみをつくり、いくつになっても元気でいきいきと暮らし続けることができる「いきがい」につなげる取組みを進めます。

(2) 在宅生活の支援

高齢者や障害者、認知症の人等が抱える複合的な課題に対応できるように、身近な地域での相談や情報提供等の体制を整備し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、北区版地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(3) 生活の場の確保

利用者のニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランス等に留意して、高齢者や障害者の生活の場となる福祉施設を計画的に整備・誘導するとともに、福祉人材の確保を推進し効率的な施設運営を図ります。また、「親なき後」の生活支援体制の確保に向け、区有地等の活用を含めた障害者グループホーム等の整備・誘導等により、多様な生活の場を提供していきます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

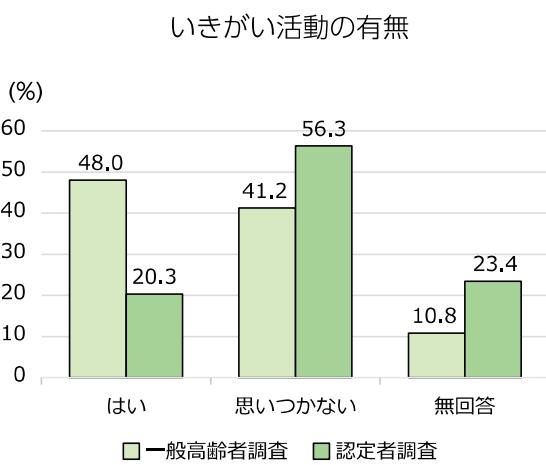
- ・地域のイベント、健康づくり活動、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・高齢者あんしんセンターが中心となり、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体等関係機関が連携し、高齢者やその家族を地域の中で支えていく。
- ・事業者は、高齢者や障害者の就労に関する理解を深め、雇用を推進する。
- ・事業者は、将来的な福祉人材の育成と確保を推進する。

区（行政）の役割

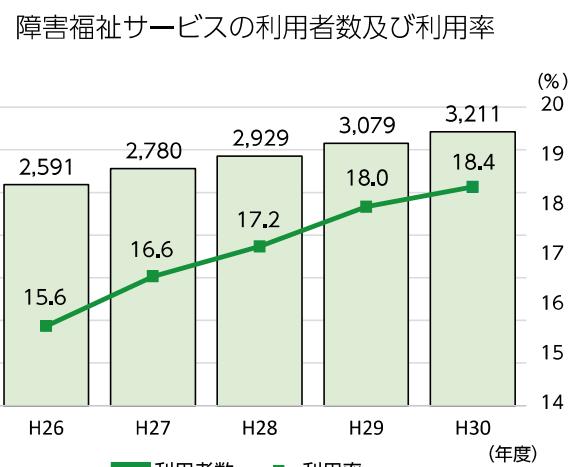
- ・地域における健康づくり活動、ボランティア活動を支援する。
- ・地域が主体となる高齢者や障害者支援のしくみづくりを推進する。
- ・区民のニーズに応じた福祉施設の整備に加え、老朽化する福祉施設の計画的な改修を進める。
- ・福祉人材の就業支援、業務負担軽減策等による、人材確保にかかる支援を行う。
- ・関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者を積極的に雇用する。

■現状と課題

- 「人生100年時代」と言われる今日、高齢になっても本人の希望に応じて働き続けられるように支援する必要があります。また、就労定着支援サービスの創設や障害者法定雇用率の引上げにより、一般就労した障害者の就労継続の支援がこれまで以上に求められています。
- 就労だけではなく、様々な意向に即した社会参加等により、高齢者が自らの意思で活躍できる地域づくりを進める必要があります。また、一人暮らしの高齢者や障害者が増加傾向にあり、近所づきあいの減少等の影響で、社会から孤立することによる様々な生活課題が懸念されます。
- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児や重症心身障害児の増加が予測されるため、こうした障害児に対する在宅生活等における支援の強化が求められています。
- 団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年度を控え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。
- 障害者や介助者の高齢化が進んでおり、「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠です。
- 高齢化の進展、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症の人が増加しており、介護を行う家族の負担が増大しています。また、若年性認知症の本人や家族に対する支援も求められています。
- 高齢者や障害者の生活の場となる福祉施設について、利用者のニーズ等に留意した整備を行う必要がある一方、福祉人材の不足により、職員体制を確保できず受入人数が定員に満たない施設が出ています。また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進み、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者の受け入れが課題となっています。区立の特別養護老人ホームは老朽化が進んでおり、引き続き介護サービスを提供していくための適切な維持管理を行いう必要があります。



出典：平成28年度「北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査」



出典：障害福祉課資料



おたっしゃ筋力アップ体操教室

■施策の方向

(1) 社会参加の促進

①就労・就業への支援

- ❖ 高齢者のいきがいづくりの拠点となる施設の設置やシルバー人材センター等の活動支援により、高齢者の様々な意向に即して、豊富な経験と知識を生かせる就労・就業の機会を提供できるしくみをつくります。
- ❖ 国、東京都、ハローワーク等とともに、働く意欲のある障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図ります。

②多様な社会参加への支援

- ❖ ワンストップ窓口の設置によりマッチングを図るなど、地域における相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりを行い、高齢者のいきがいづくりにつなげます。
- ❖ 障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。また、生活介護等の日中活動の場を整備・誘導します。
- ❖ 地域住民の交流と協力を推進し、住民が相互に連携できる環境を整備します。

③教育、生活訓練の機会の確保

- ❖ 心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児に対して、児童発達支援事業所等の支援施設を誘致するなど、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を行う体制を整備します。

(2) 在宅生活の支援

①地域包括ケアシステムの構築

- ❖ いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が包括的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ❖ 顔の見える連携会議やICTを活用した情報共有支援等により、在宅療養を支える地域の医療・介護関係者のさらなる連携推進を図ります。

②障害者支援の充実

- ❖ 居宅介護や短期入所、生活介護、グループホーム等各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進めます。
- ❖ 障害者の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

③認知症対策の推進

- ❖ 認知症があっても、ともに生きる社会をめざし、認知症に関する正しい知識の普及・啓発等、認知症の人とその家族を支える体制を推進します。
- ❖ 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を尊重し、本人が有する力を最大限に生かしながら地域で安心して暮らせるよう、高齢者あんしんセンターを中心に地域の医療・介護の専門職が連携した支援体制を推進します。

(3) 生活の場の確保

①多様な生活の場の確保

- ❖ 地域や事業者、医療機関、教育機関との連携を強化し、区民ニーズを適切に捉え、高齢者や障害者一人ひとりが安心して地域の一員として生活できる、生活の場の確保のため施設整備を推進します。
- ❖ 効率的な施設運営が図られるよう、施設整備とあわせ福祉人材の確保を推進します。
- ❖ 区立の特別養護老人ホームは、区民の需要が高い施設として、中長期的に大規模改修を計画し、適切な維持管理を行います。
- ❖ 重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者など重度の障害者を支援するグループホームを整備します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①いきがい活動センター延べ施設利用者数	35,053 人	40,000 人	42,000 人
②高齢者あんしんセンターの認知度 (名前を聞いたことがある)	48.2%	55.0%	60.0%
③特別養護老人ホームの定員数	1,493 床	1,658 床	1,823 床
④障害者グループホームの整備	26 力所 (定員 141 人)	31 力所 (定員 186 人)	35 力所 (定員 220 人)

出典：①②③④区調査（事業実績）

■計画事業

☆ 【005】 いきがいづくり支援事業

高齢者の就労と社会参加につながるいきがいづくりを支援するため、「人生100年時代に向けたあらたな活動拠点」として「いきがい活動センター」を設置し、高齢者の社会参加支援や就労支援など新たな取組みを実施する。また、関係機関や関連事業との連携を図り、いきがいづくりを効果的に支援できるしくみを構築する。さらに、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら、自分自身の健康維持及び介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくる高齢者いきいきサポート制度を推進する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) いきがい活動センター	検 討	設 置	設 置	推 進
新たな就労支援事業	検 討	推 進	推 進	推 進
関連事業との連携	検 討	推 進	推 進	推 進
高齢者いきいき サポート 2,000人	950人	1,050人	690人	360人
	事業費(百万円)	1,209	690	520

☆ 【006】 障害児・障害者の地域生活の支援の充実

障害者の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行う。また、障害児・障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら充実した生活を送ることができるよう、創作的活動や生産活動を行う生活介護等の日中活動の場を拡充する。さらに、医療的ケア児や重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス等の施設を誘致する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 基幹相談支援センター	検 討	設 置	設 置	推 進
生活介護施設の整備・ 誘導	8 力所	推 進	推 進	推 進
児童発達支援、放課 後等デイサービス事 業所の整備・誘導	6 力所	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	140	66	74

【007】北区版地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制である地域包括ケアシステムの構築を北区の特性に応じて実現する。

地域住民がともに支えあう地域づくりを進めるため、地域包括ケアシステム構築の中心を担う高齢者あんしんセンターの機能充実を図るとともに、医療と介護の連携を推進し、在宅療養支援体制のさらなる充実を図る。また、コミュニティソーシャルワーカーを区内3カ所目に配置する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 高齢者あんしんセンタの機能充実	検 討	推 進	拡 充	推 進
医療・介護連携による在宅療養の推進	推 進	推 進	推 進	推 進
介護予防の推進	推 進	推 進	推 進	推 進
			【001】 健康寿命の延伸プロジェクト ～若い世代から取り組む健康づくり～ 【005】 いきがいづくり支援事業	
コミュニティソーシャルワーカーの配置 3カ所	2カ所	1カ所	1カ所	
生活支援・福祉サービス	推 進	推 進	【004】 地域見守り支えあい事業 【008】 地域密着型サービスの基盤整備 【009】 認知症在宅支援推進事業	
すまい・すまい方	推 進	推 進	【010】 特別養護老人ホームの整備・改修 【011】 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業	
	事業費(百万円)	5,566	2,804	2,763

※再掲事業の事業費は、各計画事業で計上している。

北区版地域包括ケアシステムイメージ図



地域のみんなで考え！みんなでつくる！
～地域をささえるしくみづくり～

この図は、北区が目指す地域包括ケアシステムをイメージした図です。高齢者あんしんセンターがベースとなり、高齢者やその家族を町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体などが地域の中で支えていき、その地域のきずなが円滑に回るように、区役所が必要な施策を講じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくシステムをイメージしています。

【008】地域密着型サービスの基盤整備

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、認知症の方が少人数で共同生活する認知症高齢者グループホームについて必要性の検討を行う。また、地域包括ケアシステムの中核的な拠点としての役割が期待される、小規模多機能型居宅介護や中重度の要介護者や医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 認知症高齢者 グループホーム	16 力所	推 進	推 進	推 進
小規模多機能型 居宅介護 8 力所	3 力所	5 力所	5 力所	推 進
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 3 力所	2 力所	1 力所	1 力所	推 進
	事業費 (百万円)	—	—	—

【009】認知症在宅支援推進事業

認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症への社会の理解を深め、認知症があつてもなくても、ともに生きる社会をめざす。認知症センター育成・協働、認知症カフェ等により、認知症に関する正しい知識と理解を深める普及・啓発を推進する。また、医療・介護の専門職による認知症初期集中支援チームの活動により、本人が安心して暮らせるよう、早期に適切な医療・介護・生活支援等につなぐ取組みを推進する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 認知症に関する理解促進	推 進	推 進	拡 充	推 進
認知症センター育成	推 進	推 進	推 進	推 進
認知症カフェ	推 進	推 進	推 進	推 進
初期集中支援チーム	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	147	73	73

【010】特別養護老人ホームの整備・改修

介護保険制度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームの整備を誘導する。また、老朽化が進む区立特別養護老人ホームを改修する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
1,823床 (区外確保分 175床)	1,493床 (区外確保分 175床)	330床	165床	165床
(内訳) 入所分 1,647床 (区外確保分 175床)	1,347床 (区外確保分 175床)	300床	150床	150床
併設短期入所分 176床	146床	30床	15床	15床
改修 3力所	1力所実施設計	3力所	1力所完成 2力所検討	—
	事業費(百万円)	3,184	2,823	361

※ ()は内数

【011】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備

在宅復帰をめざすためのリハビリテーションや看護等のサービスを提供する老人保健施設の整備を誘導する。

また、自立した日常生活の営みに不安がある低所得高齢者の生活の場として、食事等のサービスを提供する都市型軽費老人ホームの整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 老人保健施設 7カ所 (681床)	5カ所 (508床)	2カ所 (173床)	1カ所 (100床)	1カ所 (73床)
都市型軽費 老人ホーム 6カ所 (定員120人)	4カ所 (定員80人)	2カ所 (定員40人)	2カ所 (定員40人)	
	事業費(百万円)	387	285	102

【012】障害者グループホームの整備

住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するため、専任の世話人による援助を受けながら数人が共同で生活する心身障害者グループホーム（重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者を受け入れるグループホームを含む。）の整備を誘導する。また、一定程度の生活力があり、数人での生活を営むことができる精神障害者で、単身での生活が困難であり、家族での生活が困難な方等を対象とした精神障害者グループホームの整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
35カ所 (定員220人)	26カ所 (定員141人)	9カ所 (定員79人)	5カ所 (定員45人)	4カ所 (定員34人)
(内訳) 心身 27カ所 (定員177人)	21カ所 (定員114人)	6カ所 (定員63人)	4カ所 (定員39人)	2カ所 (定員24人)
精神 8カ所 (定員43人)	5カ所 (定員27人)	3カ所 (定員16人)	1カ所 (定員6人)	2カ所 (定員10人)
	事業費(百万円)	153	72	81

■施策体系図：高齢者・障害者の自立支援

基本施策	計画事業
単位施策	計画事業
施策の方向	
(1) 社会参加の促進	
①就労・就業への支援	
就労支援センターの機能充実	【005】 いきがいづくり支援事業
高齢者・障害者の雇用促進	【006】 障害児・障害者の地域生活の支援の充実
シルバー人材センターの活動支援	
障害者就労支援施設への支援体制充実	
②多様な社会参加への支援	
参加機会の拡充、いきがいづくりの支援	再掲 027 地域における雇用の推進
いきがい活動、交流の場の整備	再掲 045 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進
障害者の日中活動の場の整備誘導	
③教育、生活訓練の機会の確保	
発達に不安のある乳幼児への発達支援	(要請) 障害者福祉施策の充実
発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援	
就学前から社会参加までの切れ目のない支援	
(2) 在宅生活の支援	
①地域包括ケアシステムの構築	
包括的な支援・サービス提供体制の充実	【007】 北区版地域包括ケアシステムの構築
生活支援・福祉サービス支援	【008】 地域密着型サービスの基盤整備
介護と医療の連携の推進	【009】 認知症在宅支援推進事業
本人・介護者への在宅生活支援の充実	
高齢者あんしんセンターの機能強化	
地域密着型サービスの誘導と適正な運営	
②障害者支援の充実	
地域生活を支える基盤整備の推進	
就学前相談体制の充実	(要請) 介護保険制度の充実
発達障害に関する相談体制の構築	(要請) 医療体制の充実と整備
基幹相談支援センターの設置・運営	
③認知症対策の推進	
認知症高齢者の在宅生活支援	
認知症高齢者家族の支援	
認知症予防の支援	
認知症の理解促進	
認知症の本人、家族、関係機関との情報共有	
(3) 生活の場の確保	
①多様な生活の場の確保	
特別養護老人ホームの整備誘導	【010】 特別養護老人ホームの整備・改修
認知症高齢者グループホームの整備誘導	【011】 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
住宅のバリアフリー化の促進	【012】 障害者グループホームの整備
低所得の高齢者向け住宅の整備誘導	
障害者グループホームの整備誘導	
小規模入所施設の整備検討	

1-4 子ども・家庭への支援

■北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一緒に、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

■基本方針

(1) 子育て家庭の支援

今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に柔軟かつ的確に対応し、子どもの健やかな育ちを支えます。また、だれもが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、総合的な支援・相談拠点となる複合施設を整備し、養育に関する相談機能、児童虐待防止対策の強化を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

子どもたちの健やかな成長を支援する環境の整備と、豊かな体験活動や幅広い社会参加の機会となる多様なプログラムの実施に取り組みます。

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり

不安や孤立を感じながら子育てをする保護者が増えている中、子育て世帯を見守り支え、地域社会とのつながりを大切にした施策を展開します。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・子育てを通じて親同士交流する。
- ・地域ぐるみでの子育て支援を行う。
- ・自らの知識や経験、技能を子どもたちへ伝えていく。
- ・防犯パトロールや防災訓練へ参加する。
- ・虐待を疑うような異変に対して、通告や相談を行う。

区（行政）の役割

- ・保育園や学童クラブの整備により待機児童解消を図る。
- ・子育て支援活動を行う地域活動団体をサポートする。
- ・知識や経験、技能を生かしたいと考える区民に、活躍の機会を提供する。
- ・子どもにとって安全・安心な地域づくりに取り組む。
- ・区民や関係機関と連携し、児童虐待の予防、早期発見、見守りを推進する。

■現状と課題

- 安心して子どもを生み育てられる社会、仕事と子育てを両立できる社会にしていくため、保育の受け皿の拡大に加え、保護者の多様なニーズに対応した様々な保育サービスの充実がより一層求められており、特に配慮が必要な子どもへの支援等、保育者の専門性への要求が高まってきています。また、保育に従事する人材の確保や保育事業者・保育士への支援が大きな課題となっています。
- 保護者の子育てに対する不安を解消するため、保護者同士の交流の場や機会の提供が求められています。また、保護者から寄せられる相談の内容が専門化・多様化しているため、相談体制のさらなる充実が必要です。
- 貧困等の困難を抱える家庭の保護者の状況を把握し、情報提供や相談窓口への誘導を強化して、早期に適切な支援につなぐ必要があります。
- 児童虐待を生む原因の一つに社会からの孤立があります。だれもが安心して子育てに関する相談や、SOSの発信ができる、これらに適切に対応できるしくみづくりが求められています。また、昨今の児童虐待相談件数の増加に伴う困難ケースの増加や、法律改正により、東京都の児童相談所が受理した泣き声通告等が区市町村へ送致されることへの対応が急務となります。今後は、児童虐待対応における区の一義的窓口である子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに、区が設置する児童相談所の施設の形態や人材育成等を十分に検討して準備を進める必要があります。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう環境整備に取り組むとともに、子育て支援に関する事業やサービスは、子育て世代のニーズの多様性にあわせて利便性を高めていく必要があります。ニーズの取り込みや迅速な情報提供が重要であり、今後さらにSNS等を活用した対応が必要となります。
- 地域や行政の支援に目を向けることのできない孤立した保護者を把握し、ケアしていく必要があります。また、多岐に渡る子どもに関しての専門的な相談に対応するため、より一層の関係機関の連携体制が求められています。
- 少子化によって兄弟姉妹間で遊ぶ機会や地域における異年齢交流が減少しており、子どもが一人で遊ぶ機会が増えています。
- 子どもたちの豊かな成長につながる体験や、体験後にも生かせるような活動をしたいといったように、体験活動に対する子どもたちや保護者のニーズが多様化しています。
- 未来を担う人材として、子どもたちが地域活動やボランティア活動を通して社会の一員である自覚を持ち、自らの意見を表明できるようになることが重要です。そのために、できるだけ多くの社会参加の入り口を用意することが必要になってきます。
- 地域社会の連帯が希薄化し、孤立感を感じながら育児をする「孤育て」が問題となっています。一人ひとりがつながりを持てる地域コミュニティを育成し、地域における子育て支援につなげていく必要があります。
- 区において年少人口が増加している一方、周囲に相談できる人がおらず、不安や孤立を感じながら子育てをしている保護者も多くいます。子育て世代が気軽に集え、相談できる場を整備し、孤立感や子育てに関する不安の解消につながるネットワークづくりが必要となってきます。
- 子どもを狙った犯罪や無差別殺傷事件、児童虐待事件やいじめによる自殺等、子育て世帯に不安を与える事件は後を絶たず、子どもの安全確保に対するニーズはさらに高まっています。



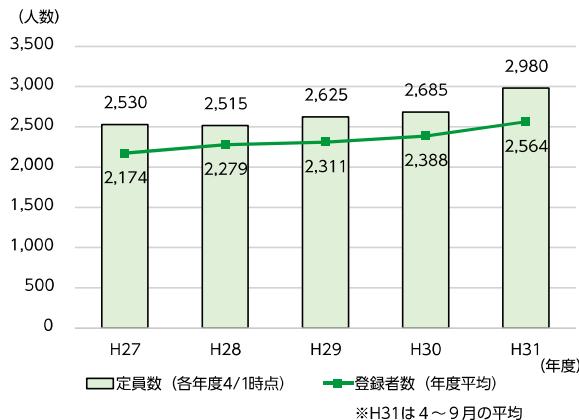
産前産後セルフケア講座

北区子ども家庭支援センター児童虐待相談件数の推移



出典：子ども家庭支援センター資料

学童クラブの状況の推移



出典：子どもわくわく課資料

■施策の方向**(1) 子育て家庭の支援****①多様な保育サービスの充実**

- ❖ 保護者の様々な就労形態に伴って多様化する保育ニーズに対し、長時間保育や病児保育等、多様な保育サービスの提供体制を築きます。
- ❖ 保育園や学童クラブにおける待機児童解消や安全で快適な保育環境のため、施設整備とともに、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育の質の向上に向けた保育事業者・保育士への支援に取り組みます。
- ❖ 幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前教育保育の充実を図ります。
- ❖ 児童発達支援事業や特別支援教育をはじめとした、心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図ります。

②子育て相談の充実と交流の促進

- ❖ 身近な場所で気軽に相談できる体制と専門的な相談につなげるしくみを整え、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- ❖ 子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことのできる場の提供を行います。

③困難を抱える子育て家庭への支援

- ❖ 子どもの貧困問題解決やひとり親家庭の支援について、相談体制の充実や経済的な支援とともに、子ども食堂のような食事提供を含めた子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。

④児童虐待への対応

- ❖ 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ❖ 東京都や他区と協力し、施設整備や人材育成等、児童相談所の設置に向けた検討・準備に取り組みます。

⑤子育てしやすい環境づくりの推進

- ❖ 子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- ❖ 安全な遊び場の整備やファミリー世帯向け住宅の整備誘導、母子保健医療体制の充実等、子育てファミリー層が快適に暮らせる環境づくりを進めます。

⑥子育て支援の拠点の整備

- ❖ 安心して子育てできるように、子どもセンター等子育て世代が集う支援拠点の整備、機能の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- ❖ 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を集約した複合施設を整備します。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

①魅力ある遊び環境づくり

- ❖ 子どもたちの社会性や創造力を育み、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- ❖ 子どもセンター やティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な活動を開拓します。

②豊かな体験活動の充実

- ❖ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術との触れあいや、異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流等、様々な体験活動の機会を充実します。

③子どもの幅広い社会参加の促進

- ❖ 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びを実感してもらうため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して充実します。

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり

①地域における子育て支援

- ❖ 子育て家庭が孤立しないようにするために、地域の中でお互いに顔の見える、気軽に声をかけられるような関係を構築し、地域全体で子育て家庭を見守る取組みを推進します。

②子育てネットワークの育成

- ❖ 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

③子どもの安全確保の体制づくり

- ❖ 地域パトロールの強化や不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校、住民や企業、商店といった、地域ぐるみで子どもたちを見守るしくみづくりを行います。
- ❖ 深刻化する虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対して、学校だけでなく様々な関係機関が連携し、地域全体による予防と早期発見に努めます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
①保育所待機児童数	119名	0名	0名
②学童クラブ待機児童数	80名	0名	0名
③北区の子育て環境や支援への満足度（5段階評価）について、満足度の高い方の「4」と「5」を合計した割合	53.2%	58.2%	63.2%
④はぴママたまご面接を受けた妊婦の割合（はぴママたまご面接者／母子手帳交付）	74.1%	79.0%	84.0%

出典：①②④区調査（事業実績）、③北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■計画事業

【013】保育所待機児童解消

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、保育園等の定員の拡大を図り、待機児童の解消をめざす。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
9,613人	8,923人	690人	690人	推 進
	事業費(百万円)	968	968	—

※定員拡大数については、各年度4月1日時点とする。

☆ 【014】放課後等における子どもの居場所の充実・確保

子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保し健全な育成を図るため、小学校内を会場とした放課後子ども総合プランの多彩な活動の展開をめざすとともに、学童クラブを必要とするすべての児童が利用できるように学童クラブの定員を拡大する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 放課後子ども総合プラン	34校導入	推 進	推 進	推 進
学童クラブの定員拡大 3,565人	2,980人	585人	585人	推 進
	事業費(百万円)	18,368	9,074	9,294

※学童クラブの定員拡大数については、各年度4月1日時点とする。

【015】保育サービスの充実

多様な就労形態で働く保護者が、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育、延長保育サービスの充実を図る。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 病児・病後児保育 4力所	2力所	2力所	2力所	推 進
居宅訪問型 病児・病後児保育 利用料補助	推 進	推 進	推 進	推 進
延長保育	85園 事業費(百万円)	推 進 429	推 進 204	推 進 225

☆ 【016】保育の質の向上

乳幼児期の発達の特性を踏まえた豊かな保育を展開するために、保育所等職員の資質・専門性を高められるよう研修の充実を図るとともに、利用児童及び保護者等の安全・安心を確保するため、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を実施する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 保育所職員等各種研修	推 進	推 進	推 進	推 進
施設巡回指導	推 進 事業費(百万円)	推 進 18	拡 充 9	推 進 9

【017】産前産後サポート事業

産前産後期の心身の疲労や育児不安が軽減できるよう、出産前後の女性を対象に、身体のケアと孤立感軽減を図る講座を行う。また、産後の休養の場を提供するとともに育児技術の習得支援を行う。さらに、ヘルパーの派遣により、日常的な家事援助に加え、おむつ交換や沐浴の介助などの育児支援を行う。

所管部：健康福祉部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 産前産後セルフケア 講座	推 進	推 進	推 進	推 進
産後デイケア事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
産後ショートステイ 事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
安心ママパパ ヘルパー事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	450	225	225

【018】妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

子育て世代包括支援センター事業では、妊娠届を提出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、保健師等が「はぴママたまご面接」を実施し、相談や支援プランの策定を行うとともに、生後6ヶ月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センター・児童館・子どもセンターで「はぴママひよこ面接」を実施する。

また、システムを活用して相談体制の充実を図り、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進する。

さらに、ショートステイ事業の充実により、子育て期の保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを進めていく。

所管部：健康福祉部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 子育て世代包括支援センター事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
はぴママたまご面接	推 進	推 進	拡 充	推 進
はぴママひよこ面接	推 進	推 進	拡 充	推 進
母子保健システム	導 入	推 進	拡 充	推 進
ショートステイ事業の充実	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	726	343	383

【019】子どもの未来応援プロジェクトの推進

未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長・自立できるように、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を推進するとともに、地域社会全体で見守り、ささえのネットワークづくりを支援する。また、多くの課題を抱えるひとり親家庭等の孤立防止を図るための相談事業等を推進する。

所管部：健康福祉部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	1,105	546	558

【020】児童虐待未然防止事業

児童虐待の相談対応件数が増加する中、専門相談の充実、養育支援訪問事業の推進、関係機関との連携強化、児童相談システムの導入により、相談や通告等に適切に対応できる体制を整備し、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止の取組みを進める。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	133	72	61

☆ 【021】児童相談所等複合施設の整備

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子どもに関する総合的な相談拠点を一体的に整備し、児童相談行政のさらなる充実・強化を図る。

所管部：教育振興部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	基本構想検討	完 成	推 進	完 成
	事業費(百万円)	2,781	2,781	—

☆ 【022】社会的養護を必要とする子どもへの支援

さまざまな事情で家族と暮らせない子どもを、自分の家庭に迎え入れ養育する里親制度を普及啓発とともに、その子どもたちが適切な養育環境で育ち、社会へ巣立つ際に自立した社会人として生活できるよう、自立援助ホームや施設退所後の支援のしくみを構築することにより、社会的養護を必要とする子どもたちを支援する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	17	8	9

【023】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生の居場所機能を担う「ティーンズセンター」に移行する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 了	検 討	完 了	移 行	完 了
	事業費(百万円)	—	—	—

■施策体系図：子ども・家庭への支援

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 子育て家庭の支援	
①多様な保育サービスの充実	
保育サービスの充実	【013】保育所待機児童解消
保育の質の向上	【014】放課後等における子どもの居場所の充実・確保
保育施設の待機児童解消	【015】保育サービスの充実
就学前教育保育の充実	【016】保育の質の向上
障害児の保護者の就労支援	【017】産前産後サポート事業
障害児や医療的ケア児への支援	【018】妊娠期から子育て期の切れ目ない支援
学童クラブの整備	【019】子どもの未来応援プロジェクトの推進
安全で快適な保育環境の確保	【020】児童虐待未然防止事業
②子育て相談の充実と交流の促進	【021】児童相談所等複合施設の整備
妊娠から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援	【022】社会的養護を必要とする子どもへの支援
子育て家庭の交流の場や機会の提供	【023】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
相談体制の充実	再掲 049 区立認定こども園の設置
専門相談機能の充実	再掲 090 子育て・高齢者世帯等の居住支援
発達や成長に関する相談体制の構築	(要請) 子育て支援策の充実
親育ちへの取組みの推進	(要請) 待機児童解消の充実強化
③困難を抱える子育て家庭への支援	(要請) 子ども・子育て支援新制度への対応
経済的支援・生活の安定と自立への支援の充実	(要請) 子ども医療費助成制度の創設
情報提供・相談体制の充実	(要請) 周産期医療体制等の充実
学習支援・教育支援の充実	(要請) 児童相談所の設置に向けた支援と協力
④児童虐待への対応	
家庭の見守りの強化、相談・支援体制の充実	
関係機関との連携強化による未然防止	
児童相談所の設置	
⑤子育てしやすい環境づくりの推進	
子育て情報の集約、発信	
周産期医療体制の充実の要請	
産前産後の生活支援事業の充実	
ファミリー世帯が快適に暮らせる環境づくり	
雇用環境改善の要請	
⑥子育て支援の拠点の整備	
総合的な子育て相談拠点の整備	
親と子の育ちや交流の場の提供	
子どもセンターと保育園・幼稚園の連携強化	
(2) 子どもの健やかな成長の支援	
①魅力ある遊び環境づくり	
遊びや多世代交流活動の充実	再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保
既存の小中学校の活用	再掲 092 魅力ある公園づくり事業
安全で魅力ある公園づくりの推進	再掲 102 持続可能な社会に向けた環境学習
②豊かな体験活動の充実	
自然・社会・文化芸術体験活動の充実	
ふれあい交流事業の推進	
③子どもの幅広い社会参加の促進	
区政に参加する機会の確保	
地域活動・ボランティア活動への参加促進	

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり	
①地域における子育て支援	
地域の顔が見える関係づくり	
②子育てネットワークの育成	
子育てグループの支援	
子育てグループのネットワーク化	
③子どもの安全確保の体制づくり	
協働による安全確保の体制づくり	

1-5

福祉のまちづくり

■北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

■基本方針

(1) バリアフリーのまちづくり

高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進します。

(2) 思いやるのある福祉のまちづくり

障害者差別解消の取組みを推進するとともに、様々な人と障害者が交流する機会を拡大し、区民の障害理解をさらに促進します。

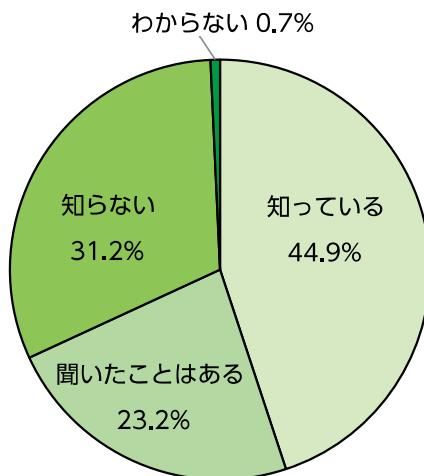
■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念を共有する。 北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、バリアフリーのまちづくりを推進する。 様々な障害の特性を理解する。障害の有無に関わらず、お互いを尊重し支えあう。 地域のイベント、文化芸術・スポーツイベント等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発活動を行う。 北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、バリアフリーのまちづくりを推進する。 安心して生活・移動できるように改善やスマートアップに努める。 障害者差別解消法について、普及・啓発を図る。 地域のイベント、健康づくり活動等を支援する。 地域で活動する様々な障害者支援団体の活動を支援する。

■現状と課題

- 具体的なバリアフリー化施策を着実に推進する必要があります。また、こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な施策や協働による取組みを実践する必要があります。さらに、バリアフリー水準の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向けて、利用者の参加によるハードとソフトの一体的な取組みを行う必要があります。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者には障害者への合理的配慮が義務付けられることとなり、差別解消の取組みを一層進める必要があります。また、区民の障害理解の促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る必要があります。

障害者差別解消法の認知状況



出典：平成 30 年度北区障害者差別解消法啓発事業アンケート

■施策の方向

(1) バリアフリーのまちづくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

- ❖ だれもが安心して生活・移動できる日常生活や活動ができるよう、具体的なバリアフリー化施策の進捗状況の把握や新たな課題に対する検討を加え、継続的な利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら、共生社会の実現をめざします。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

①こころのバリアフリーを育む環境づくり

- ❖ 様々な機会を通して、障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げていきます。
❖ 子どもの頃から人と人との心の壁を取り除き、思いやりと助けあいの心を育てるため、世代間交流や福祉啓発教育等に取り組むこころのバリアフリーを促進します。
❖ 障害の特性に応じた意思疎通の支援及び情報バリアフリーの取組みを推進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
障害者への差別があると感じる区民の割合	10.0%	8.5%	7.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【024】バリアフリー基本構想の推進

高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全に移動や施設の利用ができるようにするために、バリアフリー基本構想（全体構想・地区別基本構想）で定めたバリアフリー化施策を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進 事業費(百万円)	推 進 81	推 進 33	推 進 48

☆ 【025】障害者の差別解消と理解促進

障害の有無にかかわらず、だれもがお互いを尊重し、支えあえる共生社会を実現するため、障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組みのほか、NTCなど北区ならではの資源を生かし、JSC（日本スポーツ振興センター）等の関係機関との連携により、こころのバリアフリーを推進する。また、共生社会の実現に不可欠な、障害特性に配慮した情報バリアフリーを推進する。

所管部：地域振興部・健康福祉部・各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) こころのバリアフリー 関連イベントの実施	推 進	推 進	推 進	推 進
情報バリアフリーの 推進	検 討 事業費(百万円)	推 進 74	推 進 35	推 進 39

■施策体系図：福祉のまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	【024】バリアフリー基本構想の推進
施策の方向	
(1) バリアフリーのまちづくり	
①ユニバーサルデザインのまちづくり	
都条例や区の要綱等に基づく整備の推進	再掲 082 鉄道駅エレベーター等整備事業
情報のバリアフリー化の推進	再掲 083 駅周辺へのエレベーター等の設置
バリアフリーのまちづくりに対する意識の普及・啓発	再掲 084 区内交通手段の確保
公共施設、道路等のバリアフリー化の推進	
移動やコミュニケーション手段の確保	
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたまちづくりへの取組み	
(2) 思いやりのある福祉のまちづくり	【025】障害者の差別解消と理解促進
①こころのバリアフリーを育む環境づくり	
こころのバリアフリーの促進	再掲 044 「トップアスリートのまち・北区」推進プロジェクト
福祉教育の推進	再掲 045 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進
交流機会の拡大	
障害理解の普及啓発	
障害特性に配慮した情報バリアフリーの推進	(要請) こころのバリアフリー普及・啓発の推進